

8-10 10.88-2  
婦人労働調査資料 No. 88

# 女子保護の概況

— 昭和 53 年 —

労働省婦人少年局



## は し が き

婦人少年局では、昭和27年以来、労働基準法に定められた母性保護規定を中心に、女子労働者保護の実情を調査してきている。

昭和53年の調査では、女子労働者保護の状況を調査したほか、労働基準法中の関連規定、勤労婦人福祉法に基づく措置等について事業所の規定の状況も調査した。

この報告書は、その調査結果をとりまとめたもので、関係各位の参考になれば幸いである。

最後に、この調査の実施にあたって、御協力をいただいた事業所に深く感謝する次第である。

昭和54年8月

労働省婦人少年局長



# 目 次

	頁
I 調査の概要 .....	1
II 調査結果の概要 .....	4
1. 調査事業所における女子労働者の状況 .....	4
(1) 女子労働者の割合及び有夫者の割合 .....	4
(2) 出産者の割合 .....	4
(3) 妊娠または出産による退職状況 .....	5
2. 労働基準法上の保護 .....	6
(1) 産前休業の状況 .....	6
(2) 産後休業の状況 .....	7
(3) 妊娠中の軽易業務転換の状況 .....	8
(4) 育児時間の状況 .....	10
(5) 生理休暇の状況 .....	11
3. 事業所における労働基準法関連規定 .....	12
(1) 産前産後休業に関する規定 .....	12
(2) 育児時間に関する規定 .....	15
(3) 生理休暇に関する規定 .....	16
4. 勤労婦人福祉法等に基づくその他の措置 .....	18
(1) 妊娠中及び分娩後の通院休暇制度 .....	18
(2) 妊婦の通勤緩和措置 .....	18
(3) 妊娠障害休暇制度 .....	18
(4) その他の母性健康管理措置等 .....	19
(5) 育児休業制度 .....	19
(6) 事業所内保育施設 .....	22



# I 調査の概要

## 1. 調査の目的

この調査は、主要産業における労働基準法中の女子保護規定の実施状況を中心に、女子労働者保護の実態を把握することを目的とする。

## 2. 調査の範囲

(1) 地域 全 国

(2) 産 業 日本標準産業分類による次の産業とする。

イ 鉱 業    ロ 建設業    ハ 製造業    ニ 卸売業、小売業    ホ 金融・保険業

ヘ 不動産業    ト 運輸・通信業    チ 電気・ガス・水道・熱供給業

リ サービス業(ただし、家事サービス業、教育、外国公務を除く。)

(3) 事業所

(2)に掲げる産業に属し、30人以上の常用労働者を雇用する事業所のうちから、一定の方法により産業別、規模別に抽出した約9,500事業所とする。

## 3. 調査事項

女子保護実施状況並びに、労働基準法中の関連規定及び動労婦人福祉法に基づくその他の措置の事業所における規定等の状況

## 4. 調査対象期間

昭和53年1月1日から12月31日までの1年間及び昭和53年12月31日現在(ただし、事業所における女子保護規定等については、昭和54年2月1日現在)

## 5. 調査実施期間

昭和54年2月1日から同月末日まで

## 6. 調査期間

労働省婦人少年局及び婦人少年室

## 7. 調査の方法

通信自計

## 8. 集 計

集計は中央集計とし、有効回収率は81.9%である。

## 9. 主な用語の定義

調査結果及び統計表に用いられた主な調査事項の定義等は次のとおりである。

- 常用労働者とは……職員・工員の別なく期間を定めずに雇用されている労働者をいい、病気等による長期欠勤者、退職者なども含む。  
したがって、日々雇い入れられる者及び1カ月以上1年未満の期間を定めて雇い入れられる者は除かれるが、日雇、臨時等であっても前2カ月にそれぞれ18日以上雇用された者は含む。
- 女子常用労働者のうち有夫者とは……昭和53年12月31日現在で婚姻（内縁関係を含む）をしている労働者をいう。
- 出産者とは……昭和53年1月1日から12月31日までに、事業所に在籍中に出産した者をいい、出産前に退職した者は含まない。  
なお、この調査で出産とは妊娠4カ月以上（1カ月は28日として計算、したがって85日以上）の分娩をいう。したがって妊娠4カ月以上の流産、人口中絶等も出産に含む。
- 産前休業日数には……出産者が、52年から引続いて産前休業をとっている場合は、その者の52年12月31日以前における休業日数を含む。
- 産後休業日数には……出産者が、54年以降も産後休業をとっている場合は、その者の54年1月1日以降における休業日数を含む。
- 育児時間請求者には……出産者が、54年1月1日以降に育児時間を請求した場合も含む。
- 出産前に退職した者とは……昭和53年1月1日から12月31日までの間に出産予定であった妊婦で、出産前に退職した者をいう。したがって、53年中に出産予定であった者が、52年12月31日以前に退職した場合も含む。
- 出産後に退職した者とは……昭和53年1月1日から12月31日までの間に出産した者で、出産後1年以内に退職した者をいう。したがって、53年中に出産して54年1月1日以降に退職した者も含む。
- 産前又は産後休業中の退職とは……事業所において、産前又は産後休業として扱っている期間内に退職した場合をいう。
- 産前の軽易業務転換者とは……昭和53年1月1日から12月31日までに出産した者及び出産予定であった妊娠中に退職した者で、産前に軽易な業務に転換した者をいう。52年12月31日以前に軽易業務に転換していた場合も含む。
- 妊娠中及び分娩後の通院休暇制度とは……母子保健法に基づき、妊娠中及び分娩後一定期間の女子が、必要な定期健康診査を受け、保健指導を受けるために、通院できるよう与える休暇制度をいう。
- 妊婦の通勤緩和措置とは……妊婦が混雑時を避けて通勤できるよう時差出勤等をさせる措置をいう。

- 妊娠障害休暇制度とは……つわりのための休暇等、名称の如何を問わず妊娠中の障害に対して休暇を認める制度をいう。
- 育児休業制度とは……事業主が、乳児又は幼児を有する勤労婦人の申出により、その勤労婦人が育児のため一定期間休業することを認める制度をいう。

## Ⅱ 調査結果の概要

### 1. 調査事業所における女子労働者の状況

#### (1) 女子労働者の割合及び有夫者の割合

調査事業所に働く常用労働者のうち女子は30.0%を占め、女子労働者のうち有夫者の占める割合は48.1%である。

女子労働者の割合、有夫者の割合ともに、事業所規模が小さくなるほど高くなっている。(表1)

表1 産業別、規模別、女子労働者の割合及び有夫者の割合

(%)

区 分	全労働者に占める 女子労働者の割合	女子労働者に占める 有夫者の割合
計	30.0	48.1
鉱 業	8.7	58.6
建 設 業	15.2	51.5
製 造 業	29.5	57.4
卸 売 業、小 売 業	38.0	29.7
金 融・保 険 業	49.0	28.2
不 動 産 業	22.6	28.5
運 輸・通 信 業	10.1	54.5
電 気・ガ ス・水 道・熱 供 給 業	9.9	38.9
サ ー ビ ス 業	46.3	50.8
500 人 以 上	21.2	34.8
100 ～ 499 人	30.9	47.9
30 ～ 99 人	34.1	53.1

#### (2) 出産者の割合

昭和53年中に女子労働者の2.7%が出産しており、有夫者に対する出産者の割合は5.5%である。

有夫者に対する出産者の割合は、産業別には、電気・ガス・水道・熱供給業、運輸・通信業、サービス業で高く、規模別には、事業所規模が大きくなるに従って高くなっている。

出産者のうち死産した者の割合は2.4%である。(表2)

表2 産業別、規模別、女子労働者に対する出産者の割合、有夫者に対する  
 出産者の割合及び出産者に対する死産者の割合

(%)

区 分	女子労働者に対する 出産者の割合	有夫者に対する 出産者の割合	出産者に対する 死産者の割合
計	2.7	5.5	2.4
鉱 業	1.1	1.8	1.9
建 設 業	0.9	1.7	8.4
製 造 業	2.8	4.9	2.7
卸 売 業 , 小 売 業	1.8	6.0	1.6
金 融 ・ 保 険 業	1.7	6.0	1.3
不 動 産 業	0.9	3.1	9.5
運 輸 ・ 通 信 業	3.9	7.2	3.9
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 ・ 熱 供 給 業	3.0	7.8	1.2
サ ー ビ ス 業	3.4	6.7	1.9
500人 以上	3.2	9.3	2.8
100 ~ 499人	3.1	6.4	2.6
30 ~ 99人	1.9	3.7	1.8

(3) 妊娠または出産による退職状況

昭和53年中に、妊娠または出産により退職した者は、妊産婦（出産者と妊娠中に退職した者とを合わせたもの）全体の36.7%を占めている。

妊娠または出産による退職者の割合は、建設業で59.2%、卸売業、小売業で57.8%を占めて高く、一方、運輸・通信業では16.9%、サービス業では18.5%と退職者の割合が他産業に比べて著しく低い。規模別には500人以上の大規模事業所で40.9%と最も高い。（表3）

なお、退職者の約6割（57.6%）は産前休業に入る前に退職している。（表4）

表3 産業別、規模別、妊娠または出産による退職者の割合(注)の推移

(%)

区 分	53年	51年	46年	40年	35年
計	36.7	38.7	46.9	49.3	38.9
鉱 業	29.7	40.8	41.3	31.6	36.5
建 設 業	59.2	45.4	48.7	50.9	28.5
製 造 業	40.6	44.7	53.0	58.3	48.4
卸 売 業 , 小 売 業	57.8	56.2	64.4	64.2	67.5
金 融 ・ 保 険 業	41.7	44.1	39.6	41.8	38.0
不 動 産 業	45.8	72.9	69.9	82.7	82.9
運 輸 ・ 通 信 業	16.9	19.5	20.3	28.7	16.5
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 ・ 熱 供 給 業	29.8	26.7	41.2	49.8	28.5
サ ー ビ ス 業	18.5	20.3	25.5	26.1	27.5
500人 以上	40.9	43.2	46.7	44.4	35.8
100 ~ 499人	33.5	36.5	44.6	49.3	37.3
30 ~ 99人	39.8	39.4	50.3	54.9	43.6

(注) 出産者+妊娠による退職者=100.0

表4 退職時期別、妊娠または出産による退職者の構成

(%)

区 分	53 年	51 年	46 年	40 年	35 年
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
産前休業前	57.6	54.1	47.0	36.5	40.5
産前休業中	3.4	4.0	3.7	5.5	} 15.0
産後休業中	5.7	6.2	6.3	8.0	
産後休業後	33.3	35.7	42.5	50.0	44.5

## 2. 労働基準法上の保護

### (1) 産前休業の状況

産前休業者の1人平均休業日数は36.6日で、35年以来増加の傾向を示している。

産業別には、不動産業の42.8日、運輸・通信業の40.3日が高い。規模別には、事業所規模が大きいほど休業日数が高い。(表5)

表5 産業別、規模別、1人平均産前休業日数の推移

(日)

区 分	53 年	51 年	46 年	40 年	35 年
計	36.6	36.4	36.4	34.4	33.1
鉱 業	32.5	28.4	33.1	29.9	27.8
建 設 業	27.7	31.8	29.9	30.7	30.8
製 造 業	35.1	35.1	34.9	35.5	32.3
卸売業、小売業	39.1	41.6	38.9	38.1	34.4
金融・保険業	33.6	33.4	29.7	35.6	31.4
不動産業	42.8	40.0	43.8	38.1	42.4
運輸・通信業	40.3	40.2	43.4	37.8	35.3
電気・ガス・水道・熱供給業	37.2	38.6	36.9	37.0	29.0
サービス業	37.9	36.6	38.2	26.0	33.9
500人以上	39.2	39.6	37.9	38.3	33.9
100～499人	37.3	37.5	37.4	32.4	34.1
30～99人	33.7	33.1	33.3	32.6	30.9

産前休業者の休業日数別構成をみると、6週間以内の者が68.9%を占めており、6週間を超える休業をとった者の割合は28.2%である。6週間を超える休業をとった者の割合は、産業別には、運輸・通信業で35.8%、卸売業、小売業で35.2%を占めて高く、規模別には事業所規模が大きいほど高い。

(表6)

表6 産業別、規模別、休業日数別産前休業者の構成

(%)

区 分	計	6 週 間 以 内 の 者					6 週 間 を 超 え る 者	休 業 日 数 不 明 の 者
		小 計	7 日 以 内	8 ～ 21 日	22 ～ 35 日	36 ～ 42 日		
計	100.0	68.9	5.4	11.3	20.3	31.9	28.2	2.9
鉱 業	100.0	100.0	13.0	3.7	27.8	55.5	—	—
建 設 業	100.0	73.6	14.1	22.5	12.0	25.0	11.8	14.6
製 造 業	100.0	72.7	5.2	13.7	23.2	30.6	24.2	3.1
卸 売 業、小 売 業	100.0	61.8	4.7	9.2	16.9	31.0	35.2	3.0
金 融・保 険 業	100.0	73.3	6.4	15.0	25.0	26.9	24.4	2.3
不 動 産 業	100.0	62.2	—	8.1	6.8	47.3	28.4	9.4
運 輸・通 信 業	100.0	60.2	3.1	3.2	13.6	40.3	35.8	4.0
電 気・ガ ス・水 道・熱 供 給 業	100.0	80.7	1.7	4.3	30.5	44.2	18.7	0.6
サ ー ビ ス 業	100.0	66.5	6.1	9.2	18.0	33.2	31.5	2.0
500 人 以 上	100.0	59.5	3.1	7.3	18.7	30.4	36.4	4.1
100 ～ 499 人	100.0	68.5	4.8	9.2	21.2	33.3	29.2	2.3
30 ～ 99 人	100.0	75.5	7.9	17.6	19.7	30.3	21.1	3.4

## (2) 産後休業の状況

産後休業者の1人平均休業日数は48.3日で、産前休業者の1人平均休業日数を11.7日上回っている。産後休業日数は、産業別には、運輸・通信業で49.9日、サービス業で49.4日、不動産業で49.1日と長い、規模別にはほとんど差がない。(表7)

表7 産業別、規模別、1人平均産後休業日数の推移

(日)

区 分	53 年	51 年	46 年	40 年	35 年
計	48.3	48.7	46.6	46.4	46.3
鉱 業	42.0	45.6	42.7	40.8	44.2
建 設 業	44.0	47.4	45.8	43.2	48.4
製 造 業	47.7	48.7	47.4	47.4	46.8
卸 売 業、小 売 業	48.3	48.4	48.9	48.5	49.8
金 融・保 険 業	46.8	48.8	43.5	52.2	43.4
不 動 産 業	49.1	47.6	42.5	52.1	44.0
運 輸・通 信 業	49.9	48.6	44.2	45.1	46.7
電 気・ガ ス・水 道・熱 供 給 業	46.6	47.9	47.8	42.8	43.4
サ ー ビ ス 業	49.4	48.9	45.0	42.7	43.6
500 人 以 上	48.7	48.8	44.5	45.7	44.7
100 ～ 499 人	48.7	48.4	46.7	46.3	46.3
30 ～ 99 人	47.4	49.1	48.6	47.5	47.8

産後休業者の休業日数別構成は、42日未満の者が7.1%、42日の者が39.9%、42日を超える者が49.8%となっている。

産後休業日数が42日を超える者の割合は、運輸・通信業では71.7%を占めて特に高く、次いで卸売業、小売業で51.4%を占めている。規模別には、事業所規模が大きいほど42日を超える者の割合が高くなっている。(表8)

表8 産業別、規模別、休業日数別産後休業者の構成

区 分		計	35日	36～41日	42日	43～49日	50～56日	56日を超える者	休業日数不明の者	42日を超える者
計		100.0	2.5	4.6	39.9	18.2	22.8	8.8	3.2	49.8
鉱 業		100.0	1.9	25.9	62.9	3.7	—	1.9	3.7	5.6
建 設 業		100.0	22.5	10.6	46.8	7.0	3.2	9.9	—	20.1
製 造 業		100.0	2.3	6.4	39.9	19.1	19.3	8.6	4.4	47.0
卸 売 業、小 売 業		100.0	5.1	3.1	37.6	23.4	18.5	9.5	2.8	51.4
金 融・保 険 業		100.0	3.4	3.3	42.9	19.1	22.6	6.7	2.0	48.4
不 動 産 業		100.0	—	8.4	47.2	11.1	11.1	22.2	—	44.4
運 輸・通 信 業		100.0	0.5	0.5	25.5	43.2	17.3	11.2	1.8	71.7
電 気・ガ ス・水 道・熱 供 給 業		100.0	—	0.5	58.1	10.6	26.5	1.7	2.6	38.8
サ ー ビ ス 業		100.0	1.6	3.5	43.5	8.3	32.3	8.7	2.1	49.3
500人 以 上		100.0	1.2	3.0	36.0	20.9	27.2	7.4	4.3	55.5
100 ～ 499人		100.0	1.6	4.8	38.4	17.8	25.8	8.5	3.1	52.1
30 ～ 99人		100.0	5.2	5.1	45.1	17.3	14.2	10.3	2.8	41.8

### (3) 妊娠中の軽易業務転換の状況

妊婦のうち軽易業務に転換した者の割合は8.4%である。産業別には、製造業が11.1%、卸売業、小売業が8.4%、運輸・通信業が8.2%で比較的割合が高い。規模別には、30～99人の小規模事業所において軽易業務転換者の割合が9.7%を占めて最も高くなっている。(表9)

軽易業務転換者の転換時期別構成は、妊娠5カ月以上8カ月未満が46.2%と最も多く、次いで5カ月未満が41.4%、8カ月以後が12.4%となっている。(表10)

表9 産業別、規模別、妊娠中の軽易業務転換者の割合(注)推移

(%)

区 分	53年	51年	46年	40年	35年
計	8.4	11.3	10.9	12.4	8.9
鉱業	2.7	—	1.3	4.1	3.6
建設業	5.8	3.4	4.9	—	21.7
製造業	11.1	14.8	11.3	11.8	10.4
卸売業、小売業	8.4	7.6	2.5	9.2	2.1
金融・保険業	1.3	4.0	1.7	0.4	2.7
不動産業	4.7	—	2.7	—	—
運輸・通信業	8.2	17.2	20.5	19.7	9.0
電気・ガス・水道・熱供給業	0.1	—	0.7	2.2	0.6
サービス業	6.1	8.0	13.4	13.9	8.5
500人以上	8.4	9.1	6.8	8.7	6.2
100～499人	7.7	11.5	12.7	13.8	8.0
30～99人	9.7	12.1	12.2	14.0	12.2

(注) 出産者+妊娠による退職者=100.0

表10 産業別、規模別、転換時期別、軽易業務転換者の構成

(%)

区 分	計	妊 娠 5か月未満	5か月以上 8か月未満	8か月以後
計	100.0	41.4	46.2	12.4
鉱業	100.0	—	100.0	—
建設業	100.0	50.0	50.0	—
製造業	100.0	43.5	43.3	13.2
卸売業、小売業	100.0	25.9	59.2	14.9
金融・保険業	100.0	34.2	56.7	9.1
不動産業	100.0	20.0	80.0	—
運輸・通信業	100.0	74.0	22.7	3.3
電気・ガス・水道・熱供給業	100.0	—	100.0	—
サービス業	100.0	36.2	52.1	11.7
500人以上	100.0	39.9	47.4	12.7
100～499人	100.0	36.7	48.3	15.0
30～99人	100.0	49.0	42.5	8.5

(4) 育児時間の状況

昭和53年中に出産し、出産後も引き続き勤務している女子労働者のうち育児時間を請求した者の割合は24.1%である。

育児時間請求者の割合は、運輸・通信業において62.1%と特に高く、これに電気・ガス・水道・熱供給業の44.0%、サービス業の34.4%が続いている。低いのは、製造業の12.7%、卸売業、小売業の16.5%、鉱業の18.9%である。規模別には、事業所規模が大きいかいほど請求者の割合は高い。(表11)

表11 産業別、規模別、育児時間請求者の割合(注)の推移

区 分		(%)				
		53年	51年	46年	40年	35年
計		24.1	22.7	24.2	28.8	39.5
鉱業		18.9	20.3	14.9	45.4	43.6
建設業		20.7	10.6	24.9	9.8	37.2
製造業		12.7	11.5	14.2	16.6	30.4
卸売業、小売業		16.5	14.0	15.6	20.6	9.1
金融・保険業		26.5	32.1	25.1	43.2	36.9
不動産業		21.1	8.1	17.2	8.9	21.4
運輸・通信業		62.1	63.6	73.2	67.5	69.3
電気・ガス・水道・熱供給業		44.0	30.2	22.9	15.9	18.7
サービス業		34.4	32.0	27.3	26.9	20.6
500人以上		26.6	24.3	27.9	37.4	38.0
100～499人		25.4	23.8	26.2	22.9	42.7
30～99人		20.0	20.0	17.5	29.1	36.5

(注) 生産者一産後休業中の退職者 = 100.0

育児時間請求者の請求時間別構成は、1日2回各30分の者が35.2%と最も多く、次いで1日1回60分が26.4%、1日2回各45分が23.5%となっている。(表12)

表12 産業別、規模別、育児時間請求時間別、育児時間請求者の構成

区 分		(%)					
		計	1日2回 各30分 の者	1日2回 各45分 の者	1日1回 まとめて 60分の者	1日1回 まとめて 90分の者	その他
計		100.0	35.2	23.5	26.4	3.2	11.7
鉱業		100.0	60.0	—	—	—	40.0
建設業		100.0	39.9	3.4	7.4	—	49.3
製造業		100.0	43.2	8.3	34.7	2.3	11.5
卸売業、小売業		100.0	16.6	1.3	71.6	0.9	9.6
金融・保険業		100.0	45.9	34.6	9.2	1.3	9.0
不動産業		100.0	40.0	—	60.0	—	—
運輸・通信業		100.0	5.9	83.6	2.9	4.1	3.5
電気・ガス・水道・熱供給業		100.0	58.8	5.4	28.6	1.1	6.1
サービス業		100.0	45.7	6.9	27.2	4.2	16.0
500人以上		100.0	21.8	33.6	30.5	5.1	9.0
100～499人		100.0	38.2	24.3	24.9	3.4	9.2
30～99人		100.0	38.4	13.4	26.8	1.1	20.3

## (5) 生理休暇の状況

昭和53年中に、女子労働者の16.0%が生理休暇を請求している。請求者の割合は、運輸・通信業において45.3%を占めて他産業に比べて高い。規模別には、500人以上が24.4%、100～499人が18.0%、30～99人が10.3%と、大規模事業所ほど請求者の割合が高い。(表13)

生理休暇請求者は、1年間に1人平均6.7回の生理休暇を請求し、年間8.4日、1回平均1.3日の休暇をとっている。(表14)

表13 産業別、規模別、生理休暇請求者の割合(注)の推移

区 分	(%)				
	53年	51年	46年	40年	35年
計	16.0	16.6	22.8	26.2	19.7
鉱 業	16.2	15.6	20.0	14.1	10.7
建 設 業	14.8	12.9	11.5	9.4	13.6
製 造 業	15.1	16.1	25.1	26.0	18.4
卸 売 業、小 売 業	11.8	12.9	15.6	20.6	15.5
金 融・保 険 業	12.9	14.1	11.4	20.1	10.6
不 動 産 業	20.9	16.7	17.7	18.4	20.5
運 輸・通 信 業	45.3	45.1	52.8	54.1	48.8
電 気・ガ ス・水 道・熱 供 給 業	20.2	23.4	20.8	21.3	24.1
サ ー ビ ス 業	15.5	15.0	11.7	15.9	9.0
500人 以 上	24.4	25.5	30.9	39.4	29.4
100 ～ 499人	18.0	19.3	27.4	26.4	21.1
30 ～ 99人	10.3	10.0	12.2	14.9	10.3

(注) 女子労働者数 = 100.0

表14 産業別、規模別、生理休暇請求状況

区 分	生理休暇請求者のあった事業所の割合(注)	請求者1人 当り年間休 暇請求回数	請求者1人 当り平均年 間休暇日数	請求者1人 当り1回平 均請求休暇 日数	女子労働者 1人当り年 間休暇日数
計	33.1%	6.7回	8.4日	1.3日	1.3日
鉱 業	12.0	5.3	7.8	1.5	1.3
建 設 業	23.7	7.0	7.5	1.1	1.1
製 造 業	34.9	6.0	7.3	1.2	1.1
卸 売 業、小 売 業	28.7	6.4	7.2	1.1	0.9
金 融・保 険 業	31.1	6.5	7.4	1.1	1.0
不 動 産 業	47.3	7.6	9.0	1.2	1.9
運 輸・通 信 業	37.7	8.7	14.7	1.7	6.7
電 気・ガ ス・水 道・熱 供 給 業	45.7	6.0	7.5	1.3	1.5
サ ー ビ ス 業	35.3	6.3	7.6	1.2	1.2
500人 以 上	80.3	7.2	9.7	1.4	2.4
100 ～ 499人	53.6	6.5	8.4	1.3	1.5
30 ～ 99人	24.8	6.3	7.4	1.2	0.8

(注) 全調査事業所 = 100.0

### 3. 事業所における労働基準法関連規定

#### (1) 産前産後休業に関する規定

##### イ 制度の根拠

産前産後休業制度の根拠は、就業規則による事業所が59.3%で最も多く、労働協約・就業規則ともに規定を有する事業所が23.1%でこれに次いでいる。

産業別には、サービス業、不動産業において就業規則による事業所の割合が特に高く、また、電気・ガス・水道・熱供給業、運輸・通信業では、労働協約・就業規則ともに規定を有する事業所がそれぞれ5割強を占めて高い。規模別にみると、小規模事業所ほど就業規則による事業所の割合が高く、一方、大規模事業所ほど労働協約・就業規則ともに規定を有する事業所の割合が高くなっている。(表15)

##### ロ 休業期間

産前産後の休業期間は、産前産後各6週間の事業所が78.8%、産前産後を通じて12週間の事業所が6.7%、産後が42日を上回る、産前産後とも42日を上回る等、法定基準を上回る休業期間を定めている事業所が14.5%となっている。法定基準を上回る休業期間を定めている事業所の割合は48年4.9%、51年11.7%と年々増加している。

産業別、規模別にみても、産前産後各6週間の休業期間である事業所の割合が最も高いが、金融・保険業、電気・ガス・水道・熱供給業、サービス業で、また事業所規模が大きくなるほど、法定基準を上回る休業期間を定めている事業所が高い割合を示している。(表15)

##### ハ 休業中の賃金

休業中の賃金が有給の事業所は全調査事業所の38.5%を占め、更に全額支給の事業所が全調査事業所の31.6%を占めている。

有給事業所の割合は、産業別には、電気・ガス・水道・熱供給業の93.6%、金融・保険業の87.3%が他産業に比べて著しく割合が高く、これら産業では賃金全額を支給する事業所の割合も高い。規模別には、大規模事業所ほど有給とする事業所の割合、全額支給の事業所の割合ともに高くなっている。(表15)

##### ニ 産前産後休業規定の内容別休業状況

ここで、産前産後休業規定の内容別に休業状況をみると、産前産後休業日数が産前産後ごとにそれぞれ定められている事業所においては、1人平均産前休業日数が36.7日、1人平均産後休業日数が47.8日であるのに対し、休業期間通算制の事業所においては1人平均産前休業日数が35.6日、1人平均産後休業日数が52.6日となっており、休業規定の内容により、産後休業日数に顕著な差がみられる。

休業中の賃金の支給有無別では、無給の場合、1人平均産前休業日数は35.0日であるが、有給の場合は38.5日、全期間全額有給の場合は39.0日と条件が良くなるほど1人平均産前休業日数が長くなっている。同様に1人平均産後休業日数も、無給の場合は47.5日、有給の場合は49.3日と、有給の場合の方が若干長くなっているが、産前休業日数に比較してその差は少ない。(表16)

表15 産業別、規模別、産前産後休業制度の根拠及び内容別事業所の構成

(%)

区分	計	制度の根拠					産前産後各6週(%)	産前産後を通じて12週間(%)	法定基準の期間を上回る				休業中の賃金		
		労働協約	就業規則	労働協約と就業規則	内規のみ	その他			産前が42日を上回る	産後が42日を上回る	産前産後とも42日を上回る	通算12週間を上回る	事業所が有給	100%有給	
計	100.0	3.8	59.3	23.1	1.5	12.3	78.8	6.7	14.5	0.3	5.8	5.1	3.3	38.5	31.6
鉱業	100.0	9.2	57.6	19.8	0.8	12.6	87.4	8.1	4.5	-	0.6	3.4	0.5	14.8	14.8
建設業	100.0	3.8	50.6	13.2	3.8	28.6	89.5	6.2	4.3	-	0.1	2.3	1.9	30.1	26.5
製造業	100.0	5.1	60.3	20.3	1.3	13.0	84.9	5.5	9.6	0.4	2.6	4.5	2.1	16.2	10.6
卸売業、小売業	100.0	3.4	66.1	15.2	1.5	13.8	87.2	2.6	10.2	0.0	2.6	4.8	2.8	28.6	22.3
金融・保険業	100.0	3.7	65.9	27.0	0.9	2.5	65.4	5.6	29.0	0.8	14.8	4.5	8.9	87.3	59.7
不動産業	100.0	3.8	71.8	14.8	-	9.6	77.1	5.7	17.2	-	4.3	9.1	3.8	48.7	46.5
運輸・通信業	100.0	5.0	28.6	53.5	0.6	12.3	63.2	18.5	18.3	0.5	11.6	2.5	3.7	55.0	52.7
電気・ガス・水道・熱供給業	100.0	2.8	40.3	53.6	0.4	2.9	66.0	6.0	28.0	-	8.6	14.9	4.5	93.6	91.0
サービス業	100.0	0.7	75.8	14.5	1.7	7.3	72.4	5.2	22.4	0.3	8.9	9.4	3.8	56.7	51.3
500人以上	100.0	6.0	28.4	63.7	0.6	1.3	53.2	9.2	37.6	0.7	14.2	16.6	6.1	53.0	37.1
100～499人	100.0	4.1	50.6	38.8	1.1	5.4	68.2	8.6	23.2	0.6	9.2	8.9	4.5	43.2	35.9
30～99人	100.0	3.7	63.1	16.6	1.6	15.0	83.2	6.0	10.8	0.2	4.4	3.4	2.8	36.4	29.9

(注) 全調査事業所=100.0

表16 産前産後休業規定の内容別、産前産後休業状況

(%)

区分	産前休業者数 (%)					産後休業者数 (%)							1人平均産前休業日数	1人平均産後休業日数				
	計	7日以内	8～21日	22～35日	36～42日	6週間を超える	休業日数不明	計	35日	36～41日	42日	43～49日			50～56日	56日を超える	休業日数不明	
計	100.0	5.4	11.3	20.3	31.9	28.2	2.9	100.0	2.5	4.6	39.9	18.2	22.8	8.8	3.2	36.6	48.3	
休業期間	100.0	5.5	11.4	19.6	32.3	28.3	2.9	100.0	2.5	4.8	42.5	16.9	22.3	7.8	3.2	36.7	47.8	
産前産後各々の日数の事業所	100.0	4.1	10.1	26.3	28.8	27.4	3.3	100.0	2.3	3.0	18.0	29.4	27.1	17.1	3.1	35.6	52.6	
通算制の事業所																		
無給	100.0	5.7	14.4	22.5	30.9	23.1	3.4	100.0	2.6	6.1	42.3	18.4	17.0	9.4	4.2	35.0	47.5	
有給	100.0	5.0	7.5	17.8	33.1	34.3	2.3	100.0	2.4	2.8	37.0	18.0	29.7	8.0	2.1	38.5	49.3	
全期間100%支給	100.0	4.4	5.9	17.6	36.0	33.8	2.3	100.0	2.3	2.7	42.1	15.2	28.1	7.5	2.1	39.0	48.8	

(2) 育児時間に関する規定

イ 制度の根拠

育児時間について制度の根拠をみると、労働協約が4.3%、就業規則が30.0%、労働協約・就業規則ともが15.1%、内規のみが4.3%、その他が46.3%となっている。その他には労働基準法に規定の根拠を求めている場合等が含まれる。

産業別には、電気・ガス・水道・熱供給業、サービス業においては就業規則に規定を有する事業所の割合が高く、運輸・通信業においては、労働協約・就業規則ともに規定を有する事業所の割合が他産業に比べて高い。規模別には、大規模事業所ほど労働協約・就業規則ともに規定を有する事業所の割合が高い。(表17)

表17 産業別、規模別、育児時間制度の根拠及び内容別事業所の構成

区 分	計	制 度 の 根 拠					労働基準法の 規定を上回る (重複回答) <sup>注</sup>		育児時間中 の賃金有給 の事業所	
		労働 協 約	就 業 規 則	労働協 約と就 業規則	内 規 の み	その他	時間 が上 回る	期間 が上 回る	100% 有 給	
										100%
計	100.0	4.3	30.0	15.1	4.3	46.3	7.9	0.6	41.7	38.7
鉱 業	100.0	10.6	44.7	14.8	2.2	27.7	1.7	—	25.7	20.7
建 設 業	100.0	3.1	20.9	4.4	4.2	67.4	1.8	0.1	24.7	22.1
製 造 業	100.0	3.8	29.3	12.6	2.6	51.7	2.0	0.2	28.1	24.6
卸売業、小売業	100.0	5.7	25.8	7.6	2.9	58.0	1.4	0.2	30.0	27.6
金融・保険業	100.0	6.8	36.3	16.8	15.1	25.0	1.7	0.1	70.6	62.5
不 動 産 業	100.0	5.5	35.8	9.8	3.1	45.8	7.6	—	43.7	42.0
運 輸 ・ 通 信 業	100.0	4.8	13.2	44.2	2.4	35.4	40.1	0.6	57.9	56.4
電気・ガス・ 水道・熱供給業	100.0	3.7	49.2	33.8	3.7	9.6	11.3	3.9	90.4	87.9
サ ー ビ ス 業	100.0	2.8	48.0	8.4	5.2	35.6	7.4	1.8	59.1	57.8
500人以上	100.0	6.7	26.7	48.7	3.9	14.0	17.8	1.4	67.4	62.7
100～499人	100.0	4.2	30.8	28.7	3.7	32.6	14.2	1.4	53.7	50.8
30～99人	100.0	4.3	29.9	9.4	4.5	51.9	5.4	0.3	36.9	33.9

(注) 全調査事業所=100.0

ロ 育児時間の時間並びに期間

育児時間が労働基準法の規定(1日2回各30分、生後1年間)を上回る事業所の割合は、時間が上回るもの7.9%、期間が上回るもの0.6%となっている。産業別には、運輸・通信業で時間が労働基準法の規定を上回る事業所が40.1%を占めて特に割合が高く、電気・ガス・水道・熱供給業に

においても、時間が上回るもの11.3%、期間が上回るもの3.9%と比較的割合が高い。規模別には、事業所規模が大きいほど、時間が労働基準法の規定を上回る事業所の割合が高くなっている。(表17)

#### ハ 育児時間中の賃金

育児時間中の賃金が有給の事業所は、全調査事業所の41.7%であり、全額支給の事業所は全調査事業所の38.7%である。

有給の事業所の割合、全額支給の事業所の割合ともに、産業別には、電気・ガス・水道・熱供給業、金融・保険業において、規模別には事業所規模が大きいほど高い。(表17)

### (3) 生理休暇に関する規定

#### イ 制度の根拠

生理休暇の制度の根拠は、就業規則による事業所が最も多くて55.8%を占め、次いで労働協約・就業規則ともが22.3%、その他が16.1%、労働協約が4.0%、内規のみが1.8%となっている。

産業別にみると、サービス業、不動産業において就業規則に規定を有する事業所の割合が、電気・ガス・水道・熱供給業、運輸・通信業において労働協約・就業規則ともに規定を有する事業所の割合が他産業に比べて高い。(表18)

表18 産業別、規模別、生理休暇制度の根拠及び内容別事業所の構成

(%)

区 分	計	制 度 の 根 拠					休業中の賃金を有給としている事業所の有給日数別構成						
		労働協約	就業規則	労働協約と就業規則	内規のみ	その他	有給の事業所 (注)	毎月经時につき				年間通して	
								1日 有給	2日 有給	3日 有給	必要日数 有給	13日 まで 有給	14日 以上 有給
計	100.0	4.0	55.8	22.3	1.8	16.1	56.4 100.0	21.6	30.4	7.8	37.8	1.8	0.6
鉱 業	100.0	9.5	48.3	17.3	4.2	20.7	38.5 100.0	4.3	35.5	23.2	37.0	—	—
建 設 業	100.0	3.8	46.5	11.3	2.7	35.7	43.2 100.0	21.4	21.3	4.2	52.8	0.1	0.2
製 造 業	100.0	4.6	55.9	19.7	1.9	17.9	41.9 100.0	33.6	26.6	4.3	32.3	2.4	0.8
卸売業、小売業	100.0	3.7	61.9	13.9	1.7	18.8	41.8 100.0	26.1	20.7	1.8	48.8	2.3	0.3
金融・保険業	100.0	4.4	62.5	28.9	1.7	2.5	91.2 100.0	30.0	12.1	0.5	53.2	2.6	1.6
不 動 産 業	100.0	5.5	71.6	12.4	3.3	7.2	82.1 100.0	27.3	24.4	11.4	36.9	—	—
運輸・通信業	100.0	5.4	28.0	52.3	1.1	13.2	73.5 100.0	7.5	49.6	11.8	30.7	0.2	0.2
電気・ガス・水道・熱供給業	100.0	1.9	41.8	55.0	0.8	0.5	99.1 100.0	0.9	65.9	15.4	17.8	—	—
サービス業	100.0	1.7	73.0	13.1	1.9	10.3	72.8 100.0	12.6	36.3	17.0	31.5	2.3	0.3
500人以上	100.0	5.3	29.0	64.2	0.6	0.9	86.8 100.0	17.9	41.0	9.4	28.4	2.5	0.8
100～499人	100.0	4.0	50.3	37.8	1.4	6.5	70.1 100.0	18.3	38.4	9.0	32.2	1.7	0.4
30～99人	100.0	3.9	58.5	15.8	2.0	19.8	50.8 100.0	23.2	26.2	7.2	40.9	1.8	0.7

(注) 全調査事業所 = 100.0

表19 産業別、規模別、その他の母性健康管理措置等を実施している事業所の割合（注）

(%)

区 分	妊娠中及び 分娩後の通 院休暇制度	妊娠中の通 緩和措置	妊娠障害 休暇制度	妊婦の休憩 時間増加 措置	妊産婦の時間外労働 免除		妊産婦の深夜業免除 (%)		妊産婦の交替勤務免除 (注)	
					妊婦への 措置	産婦への 措置	妊婦への 措置	産婦への 措置	妊婦への 措置	産婦への 措置
計	22.2	14.2	11.4	4.1	9.6	8.0	48.1	56.5	39.6	42.0
鉱業	7.3	1.7	3.9	3.3	6.1	6.1	16.7	33.3	9.1	18.2
建設業	12.7	4.8	7.6	4.0	4.5	3.5	1.4	1.4	8.3	8.3
製造業	15.9	4.8	12.0	3.8	12.9	11.3	17.2	15.7	27.7	24.8
卸売業、小売業	13.8	8.2	10.9	6.5	11.0	6.9	0.2	0.2	12.9	8.7
金融・保険業	20.6	31.8	6.0	3.1	2.5	2.5	-	-	50.0	50.0
不動産業	16.0	20.0	12.9	1.9	6.7	6.7	-	-	-	-
運輸・通信業	41.2	23.6	6.7	2.7	4.3	2.9	68.2	68.1	54.0	48.2
電気・ガス・水道・熱供給業	34.8	25.0	17.6	1.9	1.9	1.9	-	-	-	-
サービス業	33.6	27.0	18.4	4.3	12.3	11.6	49.5	62.3	43.5	52.9
500人以上	37.7	17.0	16.2	4.8	12.9	11.2	54.2	58.0	46.1	50.3
100人～	30.9	17.5	15.4	3.6	13.2	11.5	55.9	68.7	42.0	49.3
30人～	18.7	13.0	9.9	4.3	8.3	6.7	41.3	46.5	36.7	34.5

(注) 「妊産婦の深夜業免除」、「妊産婦の交替勤務免除」は、深夜業あるいは交替勤務に従事する女子のいる事業所を100とした割合。  
その他の制度、措置は、全調査事業所=100.0

#### ロ 生理休暇中の賃金

生理休暇を有給で与える事業所は、全調査事業所の56.4%である。生理休暇を有給としている事業所のうち、毎月经時につき必要日数を有給で与える事業所が37.8%で最も多く、次いで2日が30.4%、1日が21.6%、3日が7.8%となっている。年間通して13日まで有給という事業所が1.8%、14日以上有給という事業所が0.6%みられる。

生理休暇が有給の事業所の割合を産業別にみると、電気・ガス・水道・熱供給業ではほぼ全数に近く、金融・保険業においても91.2%を占めて高い。これに対して、鉱業、卸売業・小売業、製造業、建設業においては、有給の事業所の割合がそれぞれ38.5%、41.8%、41.9%、43.2%である。規模別には、有給の事業所の割合は規模が大きくなるに従って高くなっている。(表18)

### 4 勤労婦人福祉法等に基づくその他の措置

近年、妊娠、出産に伴う健康管理及び育児に対して、新しい視点にたった措置等がとられるようになってきている。

これら措置等の事業所における実施状況は以下のとおりである。

#### (1) 妊娠中及び分娩後の通院休暇制度

全調査事業所の22.2%の事業所が、妊娠中及び分娩後の通院休暇制度を有している。

当該制度を有する事業所の割合は、大規模事業所ほど高くなっている。(表19)

制度の規定方法は、就業規則が32.9%で最も多く、次いで労働協約・就業規則ともが24.7%、慣行、その他が20.1%、労働協約が14.4%、内規が7.9%となっている。

休暇中の賃金を支給する事業所は制度を有する事業所の82.8%で、そのほとんどは全額支給である。(表20)

#### (2) 妊婦の通勤緩和措置

妊婦の通勤緩和措置については、14.2%の事業所が措置ありと答えている。(表19)

妊婦の通勤緩和措置の規定の方法は、労働協約が17.2%、就業規則が38.0%、労働協約・就業規則ともが14.5%、内規が11.2%、慣行、その他が19.1%となっている。(表20)

妊婦の通勤緩和措置のある事業所のうち、労働時間を短縮して通勤に時差をつける事業所が79.3%を占めているが、短縮した時間について賃金を支給する事業所は当該事業所の93.3%、更に、全額支給の事業所が同じく89.9%と高い割合を示している。

#### (3) 妊娠障害休暇制度

妊娠障害休暇の制度を有する事業所の割合は、全調査事業所の11.4%である。(表19)

妊娠障害休暇制度を有する事業所について制度の規定方法をみると、労働協約が11.9%、就業規則が30.5%、労働協約・就業規則ともには有するが21.1%、内規が8.3%、慣行、その他が28.2%となっており、慣行、その他となっている事業所の割合が他措置に比べて高い。

休暇中の賃金を支給する事業所の割合は制度を有する事業所の55.9%であり、全額支給の事業所の割合は同じく48.4%である。(表20)

表20 その他の母性健康管理措置等の内容別事業所の構成

(%)

区 分		妊娠中の通院休暇制度ありの事業所	妊婦の通勤緩和措置ありの事業所	妊娠障害休暇制度ありの事業所
計		100.0	100.0	100.0
規定の方法	労働協約	14.4	17.2	11.9
	就業規則	32.9	38.0	30.5
	労働協約・就業規則	24.7	14.5	21.1
	内 規	7.9	11.2	8.3
	慣行, その他	20.1	19.1	28.2
賃支金の給	無 給	17.2	6.7(注)	44.1
	有 給	82.8	93.3(注)	55.9
	うち100%有給	77.2	89.9(注)	48.4

(注) 通勤緩和措置のうち、労働時間を短縮する事業所（通勤緩和措置ありの事業所のうち79.3%）を100とした割合。

#### (4) その他の母性健康管理措置等

上記に掲げた制度、措置等の他に、母性の健康管理措置として、「妊婦の休憩時間増加措置」を実施している事業所が全調査事業所の4.1%みられる。「妊産婦の時間外労働免除措置」を実施している事業所の割合は、妊婦については9.6%、産婦については8.0%である。

また、深夜業に従事する女子のいる事業所において、妊産婦に深夜業を免除する措置を実施している事業所の割合は、妊婦については48.1%、産婦については56.5%である。

交替勤務に従事する女子のいる事業所において、妊産婦に交替勤務を免除する措置を実施している事業所の割合は、妊婦については39.6%、産婦については42.0%である。（表19）

#### (5) 育児休業制度

##### イ 実施状況

育児休業制度を実施している事業所の割合は全調査事業所の6.6%で、49年5.7%、51年6.3%と逐年増加してきている。

産業別にはサービス業が13.8%、運輸・通信業が11.6%と高い割合を示しており、規模別には、事業所規模が大きくなるほど実施割合が高くなっている。（表21）

##### ロ 制度の根拠

育児休業制度の根拠は、労働協約・就業規則ともに有する事業所が38.0%で最も多く、次いで就業規則が32.3%、労働協約が12.7%、慣行、その他が9.3%、内規が7.7%となっている。

産業別には、金融・保険業において内規による事業所が、運輸・通信業において労働協約・就業規則による事業所が、サービス業において就業規則による事業所が他産業に比べてその割合が高い。規模別には、事業所規模が大きくなるほど労働協約・就業規則ともに規定を有する事業所の割合が高くなっている。（表22-1）

表21 産業別、規模別、育児休業制度の有無別事業所の構成

(%)

区 分	計	あ り	な し
計	100.0	6.6	93.4
鉱 業	100.0	—	100.0
建 設 業	100.0	1.1	98.9
製 造 業	100.0	5.2	94.8
卸 売 業 , 小 売 業	100.0	3.1	96.9
金 融 ・ 保 険 業	100.0	2.9	97.1
不 動 産 業	100.0	3.1	96.9
運 輸 ・ 通 信 業	100.0	11.6	88.4
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 ・ 熱 供 給 業	100.0	6.2	93.8
サ ー ビ ス 業	100.0	13.8	86.2
500 人 以 上	100.0	17.8	82.2
100 ～ 499 人	100.0	13.2	86.8
30 ～ 99 人	100.0	4.0	96.0

(注) 全調査事業所 = 100.0

表22 主要産業別、規模別、育児休業制度の内容別事業所の構成 (注)

表22-1 制度の根拠

(%)

区 分	計	労働協約	就業規則	労働協約・ 就業規則	内 規	慣 行 , そ の 他
計	100.0	12.7	32.3	38.0	7.7	9.3
製 造 業	100.0	25.8	11.4	34.8	4.4	23.6
卸 売 業 , 小 売 業	100.0	27.3	4.5	52.6	4.1	11.5
金 融 ・ 保 険 業	100.0	—	0.3	—	99.7	—
運 輸 ・ 通 信 業	100.0	6.7	0.1	91.8	1.4	—
サ ー ビ ス 業	100.0	5.2	78.3	8.4	5.9	2.2
500 人 以 上	100.0	10.7	23.4	59.9	5.1	0.9
100 ～ 499 人	100.0	13.1	29.9	47.0	6.9	3.1
30 ～ 99 人	100.0	12.6	36.0	25.2	8.9	17.3

(注) 1 育児休業制度ありの事業所 = 100.0

2 産業別は主要産業を掲げた。ただし、計には全産業が含まれている。

注1、2は以下表22-2に同じ。

## ハ 休業中の給付

休業中に何らかの給付を行っている事業所の割合は、育児休業制度実施事業所の39.0%である。産業別にはサービス業が77.4%と特に高く、製造業が31.3%でこれに次いでいる。(表22-2)

表22-2 休業中の賃金

(%)

区 分	計	支給あり	支給なし
計	100.0	39.0	61.0
製 造 業	100.0	31.3	68.7
卸 売 業 , 小 売 業	100.0	16.2	83.8
金 融 ・ 保 険 業	100.0	0.3	99.7
運 輸 ・ 通 信 業	100.0	5.5	94.5
サ - ビ ス 業	100.0	77.4	22.6
500 人 以 上	100.0	36.2	63.8
100 ~ 499 人	100.0	38.5	61.5
30 ~ 99 人	100.0	39.9	60.1

## ニ 育児休業制度の利用状況

生児を出産した育児休業制度適用者で、産後休業後も引き続き勤務した者のうち育児休業を利用した者は29.3%である。産業別には、金融・保険業が39.9%、運輸・通信業が39.2%で高い割合を示している。規模別には、規模が大きくなるほど利用者の割合が高くなっている。(表23)

表23 主要産業別、規模別、育児休業制度利用者の割合 (%)

区 分	利用者の割合
計	29.3
製 造 業	23.9
卸 売 業 , 小 売 業	17.0
金 融 ・ 保 険 業	39.9
運 輸 ・ 通 信 業	39.2
サ - ビ ス 業	28.8
500 人 以 上	32.3
100 ~ 499 人	28.4
30 ~ 99 人	26.2

(注) 育児休業制度利用者の割合

$$= \frac{\text{育 児 休 業 利 用 者}}{\text{当該事業所の生産者のうち制度適用者計} - \text{産後休業中の退職者}}$$

## ホ 今後の実施予定状況

育児休業制度のない事業所において、今後、育児休業制度を実施する予定のある事業所は7.3%である。実施予定ありの事業所のうち、近く実施予定は5.9%であり、将来実施予定が94.1%となっている。(表24)

表24 産業別、規模別、育児休業制度の今後の実施予定状況

(%)

区 分	計	予定なし	予定あり	実 施 見 込		
				近く実施予	将来実施予	
計	100.0	92.7	7.3	100.0	5.9	94.1
鉱 業	100.0	96.4	3.6	100.0	—	100.0
建 設 業	100.0	94.3	5.7	100.0	—	100.0
製 造 業	100.0	92.2	7.8	100.0	1.8	98.2
卸 売 業 , 小 売 業	100.0	91.7	8.3	100.0	10.4	89.6
金 融 ・ 保 険 業	100.0	95.7	4.3	100.0	—	100.0
不 動 産 業	100.0	100.0	—	—	—	—
運 輸 ・ 通 信 業	100.0	99.4	0.6	100.0	—	100.0
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 ・ 熱 供 給 業	100.0	96.3	3.7	100.0	11.5	88.5
サ ー ビ ス 業	100.0	86.7	13.3	100.0	10.5	89.5
500人 以上	100.0	96.6	3.4	100.0	14.7	85.3
100 ~ 499人	100.0	93.4	6.6	100.0	7.6	92.4
30 ~ 99人	100.0	92.4	7.6	100.0	5.3	94.7

(注) 育児休業制度なしの事業所 = 100.0

## (6) 事業所内保育施設

全調査事業所のうち、事業所内保育施設を有する事業所は2.2%である。

事業所内保育施設ありの事業所の割合は、産業別には、サービス業で7.6%と高く、規模別には、大規模事業所ほどその割合が高くなっている。(表25)

表25 産業別、規模別、事業所内保育施設の有無別事業所の構成

(%)

区 分	計	あ り	な し
計	100.0	2.2	97.8
鉱 業	100.0	0.6	99.4
建 設 業	100.0	—	100.0
製 造 業	100.0	2.1	97.9
卸 売 業 , 小 売 業	100.0	0.6	99.4
金 融 ・ 保 険 業	100.0	0.7	99.3
不 動 産 業	100.0	—	100.0
運 輸 ・ 通 信 業	100.0	0.2	99.8
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 ・ 熱 供 給 業	100.0	—	100.0
サ ー ビ ス 業	100.0	7.6	92.4
500人 以上	100.0	7.1	92.9
100 ~ 499人	100.0	5.2	94.8
30 ~ 99人	100.0	1.1	98.9

(注) 全調査事業所 = 100.0



